主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大橋茹の上告趣意は、事実誤認の主張を出でないものであつて、刑訴四〇 五条の上告理由に当らない(なお、本件において、被告人に刑法二一一条の業務上 必要な注意を怠つた過失があるものと認めた原判示は、正当である。)。また記録 を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年九月三日

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
	健	野	奥	裁判官